



茨城県報

第 2346 号

平成23年12月22日

木曜日

目 次

規 則

ページ

- 茨城県消費者物価調査規則の一部を改正する規則（統計課）…………… 2
- 茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（生活文化課）…………… 2

告 示

- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定（廃棄物対策課）…………… 10
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（廃棄物対策課）…………… 12
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定
による介護機関の指定（福祉指導課）…………… 14
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（4件）（障害福祉課）…………… 15
- 大規模小売店舗の変更の届出（2件）（中小企業課）…………… 16
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（2件）（中小企業課）…………… 18
- 保安林の指定施業要件の変更の予定（林業課）…………… 19
- 茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（漁政課）…………… 20
- 定款変更の認可（農村計画課）…………… 21
- 道路の区域の変更（道路維持課）…………… 22
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市整備課）…………… 22
- 土地改良事業の適当決定（2件）（農林事務所）…………… 22
- 土地改良事業の認可（4件）（農林事務所）…………… 23
- 土地改良事業に対する同意（農林事務所）…………… 24

（ 病 院 局 ）

- 病院事業管理者が定める診療料及び手数料の額の一部改正…………… 24

（ 選 挙 管 理 委 員 会 ）

- 直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数…………… 25

公 告

- 公共測量の実施（用地課）…………… 27
- 鹿島港港湾計画の変更の概要（港湾課）…………… 27
- 茨城港港湾計画の変更の概要（港湾課）…………… 28
- 水域施設等の改良の届出（港湾課）…………… 30
- 開発行為の工事完了（2件）（建築指導課）…………… 30
- 入札公告（3件）（下水道事務所）…………… 31

規 程
(病院事業管理者)

●病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 …………… 38

正 誤

●平成23年10月17日付け茨城県報第2327号中 …………… 39

規 則

茨城県規則第43号

茨城県消費者物価調査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県消費者物価調査規則の一部を改正する規則

茨城県消費者物価調査規則（平成6年茨城県規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「丸干しいわし」、「福神漬」及び「かわらせんべい」を削り、「ビール(国産品)」を「ビール」に、「ウイスキー(国産品)」を「ウイスキー」に、「蛍光灯器具」を「照明器具」に改め、「やかん」を削り、「蛍光ランプ」を「照明ランプ」に、「男子ブリーフ」を「男子パンツ」に改め、「婦人草履」、「テレビ、テレビ修理」及び「フィルム」を削り、「ハンドバック」を「ハンドバッグ(輸入品を除く。）」に改め、「時計修理」を削り、同表3の項中「予備校授業」及び「自動車教習」を削る。

付 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

茨城県規則第44号

茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和41年茨城県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条第1項中「茨城県立県民文化センター（以下「県民文化センター」という。）」を「県民文化センター」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(行為の禁止)

第2条 茨城県立県民文化センター（以下「県民文化センター」という。）を利用する者は、県民文化センター内において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 酩酊し、他人に迷惑を及ぼす行為

- (2) 旗等を立て、又は放歌する等騒じよう又は示威にわたる行為
- (3) 交通の妨害になる行為
- (4) 定められた場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。
- (5) 承認を得ないで物品の販売又は寄付金の募集を行うこと。
- (6) 承認を得ないで壁、柱等にはり紙をし、又はくぎの類を打つこと。
- (7) 承認を得ないで施設等を使用すること。

第 6 条から第 9 条までを次のように改める。

(開館日等の臨時の変更)

第 6 条 条例第 12 条第 2 項の規定による開館日等の臨時の変更の申請は、茨城県立県民文化センター開館日等変更申請書 (様式第 4 号) により行うものとする。

(条例第 13 条の規則で定める申請書)

第 7 条 条例第 13 条の規則で定める申請書は、茨城県立県民文化センター指定管理者指定申請書 (様式第 5 号) とする。

(利用料金の納付の時期)

第 8 条 条例第 17 条第 1 項の規定による利用料金の納付は、第 4 条の規定による使用承認書の交付を受ける際に行うものとする。ただし、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、指定管理者が別に定める日までに行うものとする。

(利用料金の承認の申請)

第 9 条 条例第 17 条第 2 項の規定による利用料金の承認の申請は、茨城県立県民文化センター利用料金承認申請書 (様式第 6 号) により行うものとする。

第 12 条を削り、第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金の返還)

第 10 条 条例第 19 条ただし書の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、茨城県立県民文化センター利用料金返還申請書 (様式第 7 号) に使用承認書を添えて指定管理者に申請しなければならない。

第 13 条を次のように改める。

(臨時の県民文化センターの管理に関する準用)

第 13 条 第 8 条及び第 10 条の規定は、条例第 20 条の規定により知事が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

様式第 1 号中「第 2 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に、「使用料合計金額」を「利用料金合計金額」に改める。

様式第 2 号中「第 3 条」を「第 4 条」に、「使用料合計金額」を「利用料金合計金額」に、

「使用料として上記の金額領収しました。」

を「利用料金として上記の金額領収しました。」に改める。

茨城県立県民文化センター使用料徴収受託者」

様式第 3 号中「第 3 条」を「第 4 条」に改める。

様式第 4 号を削る。

様式第 5 号中「第 12 条」を「第 6 条」に、「第 14 条第 2 項」を「第 12 条第 2 項」に、「うえ」を「上」に改め、同様式を様式第 4 号とする。

様式第 6 号中「第 13 条」を「第 7 条」に、「第 15 条」を「第 13 条」に改め、同様式を様式第 5 号とし、同様式の次に次の 2 様式を加える。

様式第 6 号 (第 9 条関係)

茨城県立県民文化センター利用料金承認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

指定管理者 所在地

名称

代表者の氏名

印

下記のとおり茨城県立県民文化センターの利用料金の額を定めたいので、茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例第17条第2項の規定により申請します。

記

1 施設利用料金

(1) 大ホール

(単位 円)

区 分		午 前 (午前9時 から正午 まで)	午 後 (午後1時 から午後 5時まで)	夜 間 (午後6時 から午後 10時まで)	午前・午後 (午前9時 から午後 5時まで)	午後・夜間 (午後1時 から午後 10時まで)	全 日 (午前9時 から午後 10時まで)	そ の 他 (1時間ま でごとに)
入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	営利、宣伝その他 これらに類する目的 の催物	平 日						
		土・日 曜日、 休日						
	上記以外 の催物	平 日						
		土・日 曜日、 休日						
500円未満の 入場料を徴収 する場合	平 日							
	土・日 曜日、 休日							
500円以上 1,000円未満の 入場料を徴収 する場合	平 日							
	土・日 曜日、 休日							
1,000円以上の 入場料を徴収 する場合	平 日							
	土・日 曜日、 休日							

(2) 小ホール

(単位 円)

区 分		午 前 (午前 9 時 から正午 まで)	午 後 (午後 1 時 から午後 5 時まで)	夜 間 (午後 6 時 から午後 10 時まで)	午前・午後 (午前 9 時 から午後 5 時まで)	午後・夜間 (午後 1 時 から午後 10 時まで)	全 日 (午前 9 時 から午後 10 時まで)	そ の 他 (1 時間ま でごとに)
入場料を徴収しない場合	営利、宣伝その他これらに類する目的の催物	平 日						
		土・日曜日、休日						
	上記以外の催物	平 日						
		土・日曜日、休日						
500円未満の入場料を徴収する場合	平 日							
	土・日曜日、休日							
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	平 日							
	土・日曜日、休日							
1,000円以上の入場料を徴収する場合	平 日							
	土・日曜日、休日							

(3) ホール以外の室

その 1

(単位 円)

施設の名称等		午 前 (午前 9 時 から正午 まで)	午 後 (午後 1 時 から午後 5 時まで)	夜 間 (午後 6 時 から午後 10 時まで)	午前・午後 (午前 9 時 から午後 5 時まで)	午後・夜間 (午後 1 時 から午後 10 時まで)	全 日 (午前 9 時 から午後 10 時まで)	そ の 他 (1 時間ま でごとに)
和	室 大							
和	室 中							
和	室 小							
集会室 (1 小間につき)								
大 ホ ー ル	楽屋第 1 号室							
	楽屋第 2 号室							
	楽屋第 3 号室							
	楽屋第 4 号室							
	楽屋第 5 号室							
小	ホ ー ル 楽 屋							

その2

(単位 円)

施 設 の 名 称 等		1 日 (午前 9 時から午後 5 時まで)
県 民 ギャラリー	入場料を徴収しない場合	
	入場料を徴収する場合	
展 示 棟 ロ ビ ー		
展 示 室		
一般展示室 (1 小間につき)		
予 備 室 (一 般 展 示 室 用)		

備考

- 1 「その他」とは、午後10時から翌日の午前9時まで、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの使用をいう。
 - 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
 - 3 「入場料」とは、最高入場料金をいう。
- 2 付属設備等利用料金

(単位 円)

付 属 設 備 等 の 名 称		単 位	「午前 (午前 9 時から正午まで)」、 「午後 (午後 1 時から午後 5 時まで)」又は「夜間 (午後 6 時から午後10時まで)」の使用につき	備 考	
舞 台 設 備	ピアノ (スタインウェイ・フルコンサート用)	1 台		「午前・午後 (午前 9 時から午後 5 時まで)」又は「午後・夜間 (午後 1 時から午後10時まで)」の使用については、左の額の2倍に相当する額とし、「全日 (午前 9 時から午後10時まで)」の使用については、左の額の3倍に相当する額とする。	
	ピアノ (国産・フルコンサート用)	1 台			
	ピアノ (国産・セミコンサート用)	1 台			
	舞 台 せ り 上 げ 装 置	1 基			
	オ ー ケ ス ト ラ ピ ッ ト	1 式			
	反 響 板	1 式			
	演 壇	大	1 台		
		小	1 台		
	指 揮 台 (譜 面 台 付)	1 台			
	譜 面 台	1 台			
	譜 面 台 用 ラ ン プ	1 灯			
	オ ー ケ ス ト ラ 用 い す	1 脚			
	所 作 台	1 式			
	所 作 台 (花 道 用)	1 式			
	平 台	1 枚			
	松 羽 目 , 竹 羽 目	1 式			
	松 羽 目 ド ロ ッ プ	1 枚			
び よ う ぶ (金 , 銀 , 鳥 の 子)	1 双				
ひ 毛 せ ん	大	1 枚			
	小	1 枚			

	座 布 団	1 枚	
	地 が す り	1 枚	
	幕 (紅白, あさぎ, しや, 定式, 暗転)	1 枚	
	振 り 落 と し 装 置	1 本	
	つ り バ ト ン	1 本	
	本 づ り	1 式	
	大 太 鼓	1 台	
	上 敷 ご ざ	1 畳	
	ビ デ オ プ ロ ジ ェ ク タ ー	1 式	
	仮 設 ス タ ク リ ー ン	1 式	
	ド ラ イ ア イ ス マ シ ン	1 式	
照 明 設 備	調 光 装 置 (ボ ー ダ ー ラ イ ト 1 列 付)	大ホール	1 式
		小ホール	1 式
	ボ ー ダ ー ラ イ ト	大ホール	1 列
		小ホール	1 列
	シ ー リ ン グ ラ イ ト	大ホール	1 列
		小ホール	1 列
	サ ス ペ ン シ ョ ン	大ホール	1 列
		小ホール	1 列
	ア ッ パ ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	1 式	
	ロ ア ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	1 式	
	フ ッ ト ラ イ ト	1 式	
	花 道 フ ッ ト ラ イ ト	1 式	
	ス ト リ ッ プ ラ イ ト	1 本	
	ク セ ノ ン ピ ン ス ポ ッ ト ラ イ ト	1 台	
	ス ポ ッ ト ラ イ ト (15 キ ロ ワ ッ ト)	1 台	
	ス ポ ッ ト ラ イ ト (1 キ ロ ワ ッ ト)	1 台	
	ス ポ ッ ト ラ イ ト (0.5 キ ロ ワ ッ ト)	1 台	
	エ フ ェ ク ト マ シ ン (効 果 器)	1 台	
	照 明 ス タ ン ド	1 本	
ス モ ー ク マ シ ン	1 台		
音 響 設 備	拡 声 装 置 (マ イ ク ロ ホ ン 1 本 付)	大ホール	1 式
		その他	1 式
	マ イ ク ロ ホ ン	1 本	
	コ ン デ ン サ ー マ イ ク ロ ホ ン	1 本	
	ワ イ ヤ レ ス マ イ ク ロ ホ ン	1 本	
	エ レ ベ ー タ ー マ イ ク ロ ホ ン 装 置	1 基	
	つ り マ イ ク ロ ホ ン 装 置	1 基	
	レ コ ー ド プ レ ー ヤ ー	1 台	
C D プ レ ー ヤ ー	1 台		

	テ	ー	プ	デ	ッ	キ	1	台															
	D	A	T	デ	ッ	キ	1	台															
	M	D	デ	ッ	キ		1	台															
	音	響	効	果	器		1	台															
	マ	イ	ク	ス	タ	ン	ド	1	本														
	移	動	ミ	キ	サ	ー		1	台														
	ス	ピ	ー	カ	ー			1	台														
	ラ	イ	ン	(受	・	出)	1 系統														
	マ	ル	チ	ケ	ー	ブ	ル	1	本														
そ の 他	映	写	機	(35	ミ	リ	メ	ー	ト	ル)	1	式										
	映	写	機	(16	ミ	リ	メ	ー	ト	ル)	1	式										
	幻		灯								機	1	台										
	O	(ス	ク	リ	ー	ン	付)			大	1	台									
												小	1	台									
	浴	室	(出	演	関	係	者	用)			1	室									
持	込										機	器	1	キ	ロ	ワ	ツ	ト	ま	で	ご	と	に

様式第 7 号 (第 10 条関係)

茨城県立県民文化センター利用料金返還申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名 印

(法人又は団体にあつては、所在地並びに名称
及び代表者の氏名)

茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例第 19 条ただし書の規定により、次のとおり茨城県立県民文化センターの施設等の利用料金の返還を申請します。

返 還 申 請 の 理 由	
利 用 料 金 納 付 年 月 日	年 月 日
納 付 した 利 用 料 金 の 額	円
返 還 申 請 の 金 額	円
備 考	

注 使用承認書を添付すること。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に納付された使用料については、この規則による改正前の茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則第 6 条、第 7 条及び様式第 4 号の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

告 示

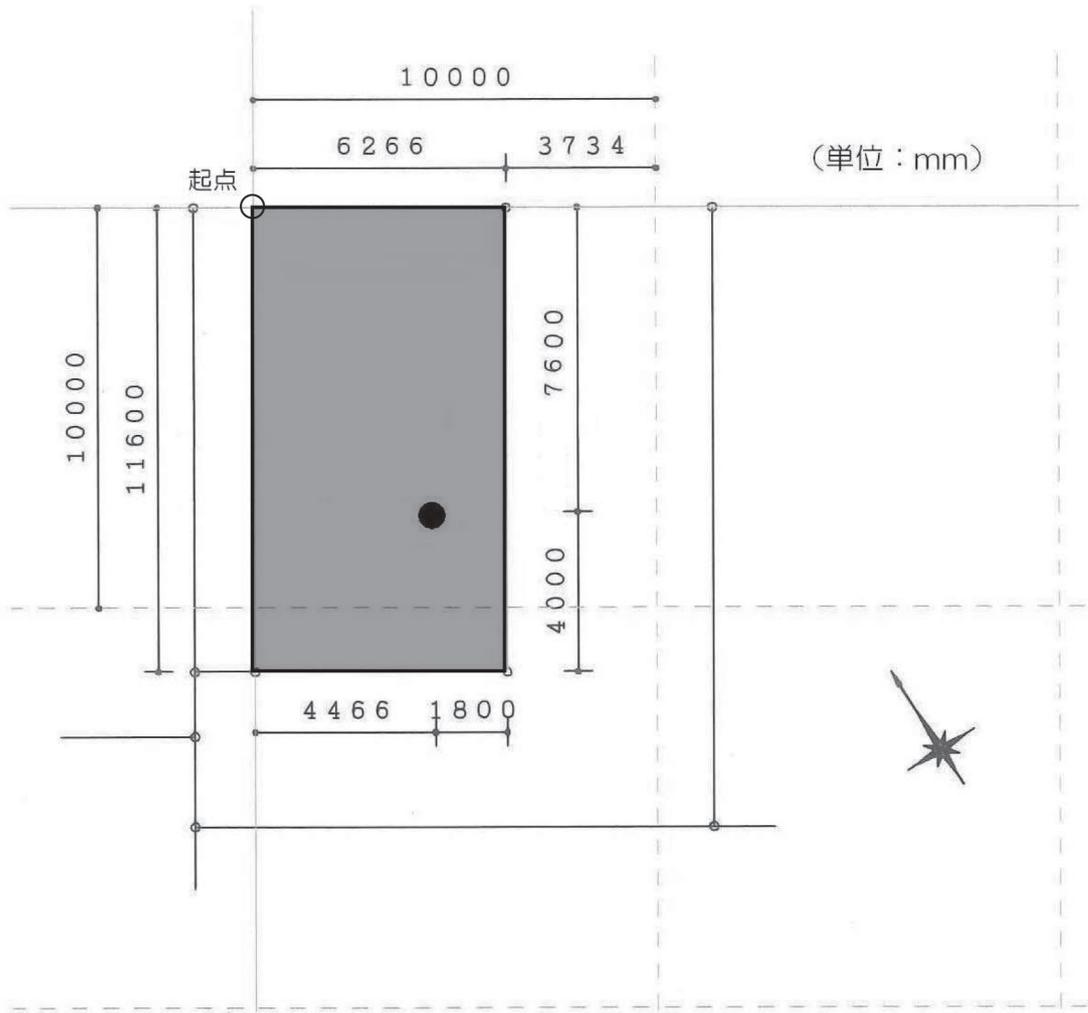
茨城県告示第1336号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成23年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定する区域
「土浦市桜町 3 丁目3061番 4」の一部（別図のとおり）
- 2 法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の名称
テトラクロロエチレン
シス-1,2-ジクロロエチレン
- 3 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置
規則別表第 5 の 1 の項の中欄に規定する「地下水の水質の測定」



凡 例

- 土壤汚染深度別調査地点
- 区域指定の範囲：72.40m²

区域指定の範囲

茨城県告示第1337号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

なお、当該区域は、法規則第58条第4項第9号の規定に該当する、形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるものである。

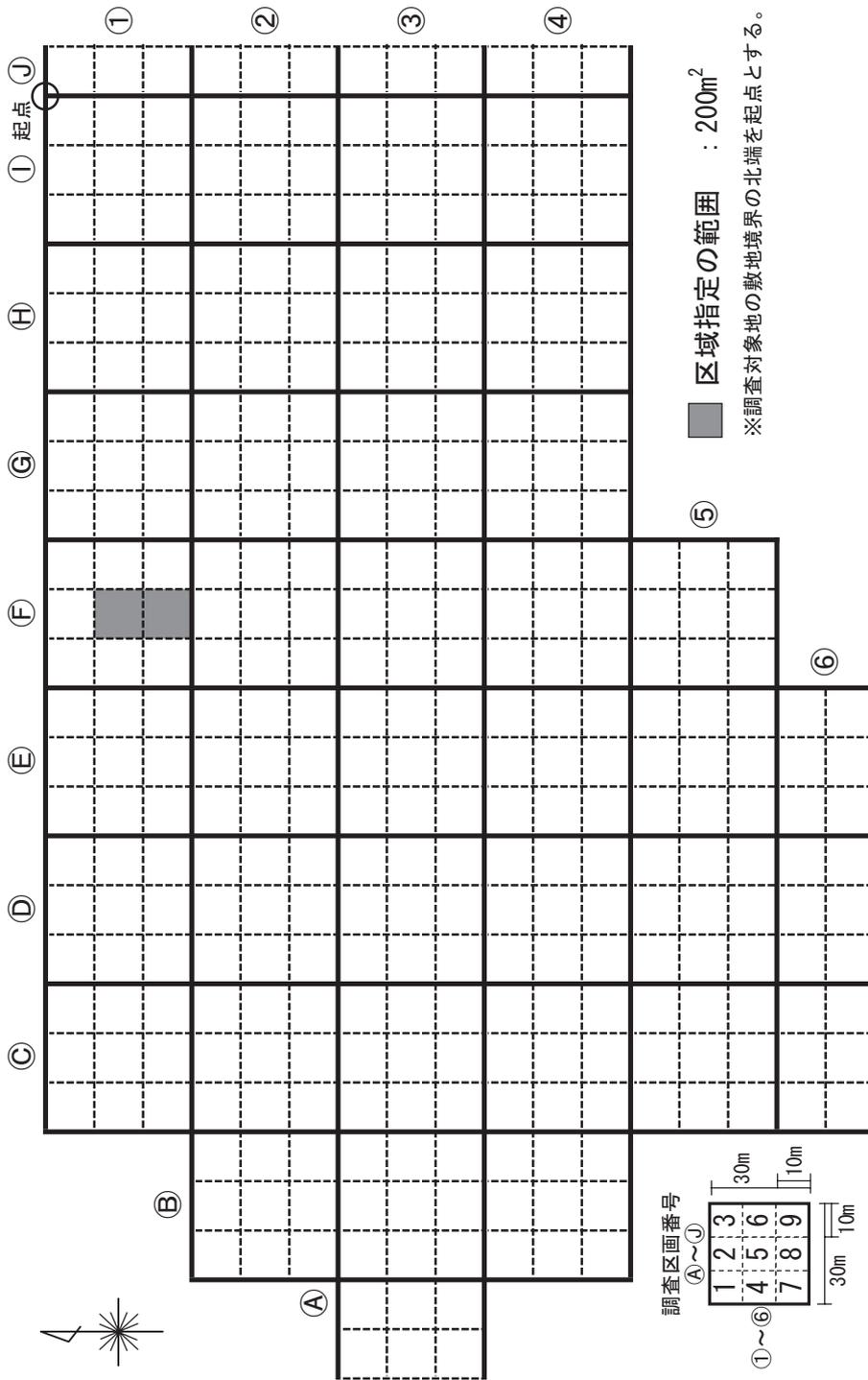
平成23年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定する区域

「稲敷市釜井字立切1720番」の一部（別図のとおり）

**2 法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
砒素及びその化合物**



区域指定の範囲

茨城県告示第1338号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成23年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

コード 名 称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0810113761 小野クリニック	水戸市元吉田町2576-6	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理 指導	小野クリニック	平成23年 11月9日
0840141980 調剤薬局 あすなろ	水戸市城南3-15-5	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理 指導	有限会社 茨城保 健福祉企画	平成23年 12月1日
0842141160 ウチダ薬局	ひたちなか市馬渡2567-23	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理 指導	有限会社 ケミス ト	平成23年 11月2日
0851180026 介護老人保健施設 葵の 園・常総	常総市菅生町1308-1	通所リハビリテーショ ン 短期入所療養介護 介護老人保健施設 介護予防通所リハビリ テーション 介護予防短期入所療養 介護	医療法人 晴生会	平成23年 11月1日
0860390087 らふえる訪問看護ステー ション	土浦市西根西1-7-9	訪問看護 介護予防訪問看護	株式会社 らふえ る	平成23年 11月17日
0870104148 ショート藤が原	水戸市藤井町1117-1488	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活 介護	社会福祉法人 親 愛会	平成23年 11月1日
0870104155 デイ藤が原	水戸市藤井町1117-1488	通所介護 介護予防通所介護	社会福祉法人 親 愛会	平成23年 11月1日
0870104197 デイサービス・どすこい	水戸市藤井町878-1	通所介護 介護予防通所介護	有限会社 オオモ リ・ケアサービス	平成23年 12月1日
0870201688 聖愛園千石デイサービス センター	日立市千石町1-7-6	通所介護 介護予防通所介護	社会福祉法人 聖 愛会	平成23年 11月7日
0870400959 デイサービス ゆずり葉	古河市三杉町2-10-8	通所介護 介護予防通所介護	医療法人 百一会	平成23年 12月1日
0872101506 茶話本舗 東石川亭	ひたちなか市東石川3132-1	通所介護	株式会社 ライツ	平成23年 11月1日
0872400593 ケアサービス ゆらり	守谷市本町3486-2	訪問介護 介護予防訪問介護	株式会社 常総流 通	平成23年 11月17日
0873000251 介護福祉総合サービス託 児老 かすみがうら	かすみがうら市下稲吉1500- 5	通所介護 介護予防通所介護	株式会 社 一期一 会	平成23年 11月1日
0873101547 ケアレジデンス ショー トステイ大洗	東茨城郡大洗町磯浜町8227- 4	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活 介護	株式会社 ケアレ ジデンス	平成23年 11月16日
0873301121 デイサービス オレンジ ケア	那珂郡東海村白方中央2-13 -37	通所介護 介護予防通所介護	株式会社 ViVi	平成23年 12月1日
0874301104 たいようの家	猿島郡境町長井戸288-1	通所介護	株式会社 スリー エスハート	平成23年 11月21日

コード 名 称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0875200438 ふかしぱりハビリティ サービス	神栖市深芝南 2-29-24	通所介護 介護予防通所介護	株式会社 ゆりグ ループ	平成23年 11月29日
0875200453 デイサービス碧の郷	神栖市息栖3079-782	通所介護 介護予防通所介護	株式会社 ハーベ ストシーズン	平成23年 12月1日
0875300154 デイサービスセンター いきいき	行方市麻生1085-4	通所介護 介護予防通所介護	社会福祉法人 寛 仁会	平成23年 11月1日
0875500167 合同会社 あんどう居宅 介護支援事業所	つくばみらい市板橋1854-6	居宅介護支援事業	合同会社 あんどう 居宅介護支援事 業所	平成23年 11月11日
0875500175 特別養護老人ホーム 雅 荘	つくばみらい市福岡1199	短期入所生活介護 介護老人福祉施設 介護予防短期入所生活 介護	社会福祉法人 ほ ほえみ会	平成23年 11月10日
0890100092 デイサービス クリクリ 青柳	水戸市青柳町3923-5	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型 通所介護	医療法人社団 有 朋会	平成23年 12月2日
0892500059 グループホーム 明の家	常陸大宮市野上1924-1	認知症対応型共同生活 介護 介護予防認知症対応型 共同生活介護	社会福祉法人 二十一世紀会	平成23年 11月18日
0850680018 老人保健施設「ごぎょう の里」	筑西市小林467-1	介護予防通所リハビリ テーション 介護予防短期入所療養 介護	医療法人 宮田医 院	平成23年 11月7日

茨城県告示第1339号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成23年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810300277	はなまる介護サ ービス	土浦市小山田1丁 目341	株式会社 乙戸 の杜	土浦市小山田1丁 目341	平成24年 1月1日	同行援護

茨城県告示第1340号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成23年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812000263	ケアサポートや たべ	つくば市境田148 番地24	野村運送有限会 社	つくば市矢田部 3029番地の1	平成24年 1月1日	同行援護

茨城県告示第1341号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成23年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812800050	障害福祉サービス事業所「ハーモニー」	かすみがうら市下稲吉2897番地	特定非営利活動法人 メロディハウス	かすみがうら市下稲吉2897番地	平成24年 1月1日	生活介護

茨城県告示第1342号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成23年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0813000023	行方市社会福祉協議会訪問介護事業所	茨城県行方市玉造甲403番地	社会福祉法人行方市社会福祉協議会	茨城県行方市玉造甲403番地	平成24年 1月1日	同行援護

茨城県告示第1343号

大規模小売店舗舗立法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成23年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ワンダーコーポレーション

代表取締役 宇津木 雅 美

(2) 住所

つくば市西大橋599番地1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーレックス古河店

古河市東牛谷508-1 外

(2) 変更する事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ワンダーグー総和店

(変更後) ワンダーレックス古河店

(3) 変更の年月日

平成23年12月17日

(4) 変更の理由

店舗業態変更のため

3 届出年月日

平成23年12月12日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

~~~~~

#### 茨城県告示第1344号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成23年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ジョイフル本田

代表取締役 矢ヶ崎 健一郎

(2) 住所

土浦市富士崎一丁目16番2号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田ニューポートひたちなか

ひたちなか市新光町34番1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 4,502台

(変更後) 4,036台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 200台

(変更後) 120台

ウ 駐車場の自動車の出入口の位置

(3) 変更の年月日

ア, イ 平成24年 8 月13日

ウ 平成23年12月13日

(4) 変更の理由

ア 駐車場の利用状況に応じた駐車台数とするため

イ, ウ 来客者の利便性向上のため

3 届出年月日

平成23年12月12日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1345号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1週間縦覧に供する。

平成23年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン守谷

守谷市百合ヶ丘三丁目249-1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成23年11月24日

イ 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前） ロックシティ守谷

（変更後） イオンタウン守谷

(3) 届出年月日

平成23年11月11日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1346号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1週間縦覧に供する。

平成23年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

とりせんみらい平店

つくばみらい市西檜戸2093番地 (紫峰ヶ丘1丁目685街区-1)

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第1項)

平成23年11月10日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 猪 瀬 博 明

(変更後) 代表取締役 猪 瀬 た か

(3) 届出年月日

平成23年10月31日

2 市町村の意見

なし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1347号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

茨城県常陸太田市中野町字寺表578番1から578番3まで、町田町字平ダシ450番1、字平出シ450番2、450番3、字堀ノ内487番1、489番1、489番2、490番、492番1、494番2、497番2、497番3、字下河原503番1、503番2、字走折2101番1から2101番4まで、字川端2136番6、字根柄2145番1、和久町字堰免156番1、156番2、157番2、字和久前352番10、352番11、352番13、352番14、352番17、字岸内438番1、438番2、439番2、447番3、456番、461番、462番、字和館505番1、505番口、516番、518番、524番1、524番2、531番、532番、536番、635番3、字根柄1216番、1279番2

(2) 保安林として指定された目的

水害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸太田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 茨城県告示第1348号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第1項の規定に基づく「茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」を平成24年1月1日から変更するので、同法第4条第10項の規定により公表する。

平成23年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

#### 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 茨城県は、海面漁業・水産加工業とも盛んであり、特に沿岸域においては水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、県土の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (2) 本県水域は、寒暖両流が交錯していることから多種類の魚介類が生息し、我が国固有数の漁場を形成している。しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきている。  
今後ともこのような状況が継続すれば漁業経営の安定確保や県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となる恐れがある。
- (3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理や資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体とした保存管理が図られるようになってきているが、更に、多くの海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について適切な管理措置を講じることとする。
- (4) 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導並びに採捕の数量又は漁獲努力量の公表等の実行措置を講じるため、他県入漁船を含め第一種特定海洋生物資源の採捕実績及び第二種特定海洋生物資源の漁獲努力実績の的確な把握に努めることとする。
- (5) 基本計画により本県に定められた漁獲可能量及び漁獲努力可能量の管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源水準、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要である。このため、当該データ及び知見の蓄積を図るため、県水産試験場を中心に国又は関係県と連携の下、資源調査体制の拡充強化を行い、さらに、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- (6) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き、資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等による漁業者等の自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲努力可能量においては、他県入漁船の実績に妥当な配慮を払うものとする。

#### 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の管理の対象となる期間及び知事管理量は以下のとおりである。

【まさば及びごまさば】

7月～翌年6月 若干

【ずわいがに】

7月～翌年6月 若干

3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まさば及びごまさば】

定置網漁業については、現状の漁獲努力量が増加することがないように、免許統数については原則現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【ずわいがに】

小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（地方名称板びき網漁業）については、甲幅、採捕期間等の従来の規制に加えて、現状の漁獲努力量が増加することがないように努めるものとする。この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第二種特定海洋生物資源の管理の対象となる採捕の種類、期間及び漁獲努力量（隻日）は以下のとおりである。

【やなぎむしがれい】

小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（地方名称板びき網漁業）

4月1日～6月30日 1,920隻日

5 第二種特定海洋生物資源ごとの知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【やなぎむしがれい】

小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（地方名称板びき網漁業）については、本県海域において、やなぎむしがれいの資源回復を図るために、国が作成した「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」の着実な実施を推進するとともに、同一海域で操業する沖合底びき網漁業者との操業協定締結を促進する等、漁獲努力量の管理効果の向上に努めることとする。さらに、本県に定められた漁獲努力可能量の報告に係る迅速な体制を整備するものとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、特定海洋生物資源のみならず、地域の主要な資源に関する調査・研究の充実強化を更に進め、将来の指定海洋生物資源の保存及び管理に備えることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めることとする。

茨城県告示第1349号

岩間土地改良区から平成23年12月1日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年12月13日認可した。

平成23年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第1350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成23年12月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 谷田部藤代線
- 3 道路の区域

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延 長           | 摘 要  |
|------------------------------------------|------|---------------------------|---------------|------|
| つくば市境田字永畑156番5地先から<br>つくば市境松字長堀661番9地先まで | 旧    | メートル<br>最大 30.0<br>最小 4.5 | メートル<br>1,520 |      |
|                                          | 新    | 最大 75.0<br>最小 13.0        | 1,520         | 現道拡幅 |

## 茨城県告示第1351号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づく、守谷市松並土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成23年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 事業計画を変更する組合
  - 組 合 の 名 称 守谷市松並土地区画整理組合
  - 事 業 施 行 期 間 自 平成23年6月13日  
至 平成28年3月31日
  - 施 行 地 区 守谷市松並字相野谷道上、字沼崎、字大日、字溜、字向溜、字二ツ塚の各一部
  - 事 務 所 の 所 在 地 守谷市中央一丁目9番地3
  - 設 立 認 可 の 年 月 日 平成23年6月13日
- 2 変更認可の年月日 平成23年12月22日

## 茨城県告示第1352号

つくばみらい市長から平成23年11月22日付けで協議のあった、農業生産基盤整備事業（一般地帯型・農道整備）上島3地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により同年12月12日付けで適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第96条の2第5項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、茨城県県南農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成23年12月22日

茨城県県南農林事務所長 山 根 隆 重

- 1 縦覧に供する書類
  - 農業生産基盤整備事業（一般地帯型・農道整備）上島3地区計画書の写し

2 縦覧の期間

平成23年12月26日から平成24年1月27日まで

3 縦覧の場所

茨城県県南農林事務所土地改良部門

茨城県告示第1353号

下妻市から平成23年10月11日付けで協議のあった、上妻西部地区土地改良事業（かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により同年12月6日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第96条の2第5項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県県西農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成23年12月22日

茨城県県西農林事務所長 後 藤 四 郎

1 縦覧に供する書類

上妻西部地区土地改良事業（かんがい排水）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成23年12月26日から平成24年1月27日まで

3 縦覧の場所

茨城県県西農林事務所土地改良部門

茨城県告示第1354号

岩崎江堰土地改良区から平成23年9月8日付けで施行認可申請のあった、ヤキハ地区土地改良事業（かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により同年12月8日付けで認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成23年12月22日

茨城県県北農林事務所長 川 野 和 彦

茨城県告示第1355号

岩崎江堰土地改良区から平成23年9月8日付けで施行認可申請のあった、野際地区土地改良事業（かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により同年12月8日付けで認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成23年12月22日

茨城県県北農林事務所長 川 野 和 彦

**茨城県告示第1356号**

岩崎江堰土地改良区から平成23年9月8日付けで施行認可申請のあった、大宮地区土地改良事業（かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により同年12月8日付けで認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成23年12月22日

茨城県県北農林事務所長 川 野 和 彦

**茨城県告示第1357号**

岩崎江堰土地改良区から平成23年9月8日付けで施行認可申請のあった、高田地区土地改良事業（かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により同年12月8日付けで認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成23年12月22日

茨城県県北農林事務所長 川 野 和 彦

**茨城県告示第1358号**

桜川市長から平成23年7月15日付けで協議のあった、池亀地区土地改良事業（ため池整備型）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により同年12月6日付けで同意したので、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

平成23年12月22日

茨城県県西農林事務所長 後 藤 四 朗

( 病 院 局 )

**茨城県病院局告示第8号**

平成18年4月1日茨城県病院局告示第1号で告示した茨城県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年茨城県条例第61号）第4条第1項第1号のただし書き、同条同項第2号及び同条第3項中の規定により病院事業管理者が定める診療料及び手数料の額の一部を次のように改正する。

平成23年12月22日

茨城県病院事業管理者 金 子 道 夫

表中

|                    |               |   |
|--------------------|---------------|---|
| (15) 子宮頸がん予防ワクチン接種 | 1件につき 15,790円 | を |
| (15) 子宮頸がん予防ワクチン接種 | 1件につき 15,790円 |   |
| (16) ロタウイルスワクチン接種  | 1件につき 14,220円 | に |

改める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

( 選 挙 管 理 委 員 会 )

茨城県選挙管理委員会告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

平成23年12月22日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

- 1 地方自治法第74条第1項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

48,609人

- 2 地方自治法第75条第1項の規定による県の事務の執行に関する監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

48,609人

- 3 地方自治法第76条第1項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

471,739人

- 4 地方自治法第80条第1項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

|               |         |
|---------------|---------|
| 水 戸 市 選挙区     | 78,859人 |
| 日 立 市 選挙区     | 53,154人 |
| 土 浦 市 選挙区     | 39,178人 |
| 古 河 市 選挙区     | 39,421人 |
| 石 岡 市 選挙区     | 21,972人 |
| 結 城 市 選挙区     | 14,262人 |
| 龍 ヶ 崎 市 選挙区   | 21,366人 |
| 下 妻 市 選挙区     | 12,042人 |
| 常 総 市 選挙区     | 23,531人 |
| 常 陸 太 田 市 選挙区 | 22,202人 |
| 高 萩 市 選挙区     | 8,769人  |
| 北 茨 城 市 選挙区   | 13,206人 |
| 笠 間 市 選挙区     | 21,856人 |
| 取 手 市 選挙区     | 36,115人 |
| 牛 久 市 選挙区     | 22,281人 |

|            |         |
|------------|---------|
| つくば市選挙区    | 54,835人 |
| ひたちなか市選挙区  | 42,214人 |
| 鹿嶋市選挙区     | 18,230人 |
| 潮来市選挙区     | 8,258人  |
| 守谷市選挙区     | 16,557人 |
| 常陸大宮市選挙区   | 12,893人 |
| 那珂市選挙区     | 15,307人 |
| 筑西市選挙区     | 30,021人 |
| 坂東市選挙区     | 15,255人 |
| 稲敷市選挙区     | 15,755人 |
| かすみがうら市選挙区 | 11,976人 |
| 桜川市選挙区     | 12,868人 |
| 神栖市選挙区     | 24,340人 |
| 行方市選挙区     | 10,633人 |
| 鉾田市選挙区     | 14,100人 |
| つくばみらい市選挙区 | 12,606人 |
| 小美玉市選挙区    | 14,253人 |
| 東茨城郡南部選挙区  | 14,617人 |
| 那珂郡選挙区     | 10,031人 |
| 稲敷郡北部選挙区   | 17,551人 |
| 猿島郡選挙区     | 9,642人  |

- 5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数  
(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

471,739人

- 6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事、県選挙管理委員、県監査委員又は県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

471,739人

- 7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

471,739人



## 公 告

### ●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 茨城県
- 2 作業種類 公共測量（水準測量）
- 3 作業期間 平成23年10月31日から平成24年3月28日まで
- 4 作業地域 古河市，坂東市，常総市，守谷市，取手市，龍ヶ崎市，つくば市，下妻市，結城郡八千代町，つくばみらい市，猿島郡五霞町，猿島郡境町

- 1 測量機関 鹿嶋市
- 2 作業種類 公共測量（2級基準点測量（改測））
- 3 作業期間 平成23年11月29日から平成24年3月23日まで
- 4 作業地域 鹿嶋市大字角折，棚木，中，津賀，荒井地内

### ●鹿島港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、鹿島港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成23年12月22日

鹿島港港湾管理者 茨城県  
代表者 茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 港湾計画の変更の概要

平成23年9月8日茨城県報第2316号によりその概要を公告した鹿島港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

##### (1) 港湾の効率的な運営に関する事項

民間による公共埠頭の運営など、民の視点を取り込んだ効率的な運営体制を更に進める。

##### (2) 大規模地震対策施設計画

| 地区名 | 港 湾 施 設       |                                         |
|-----|---------------|-----------------------------------------|
| 外 港 | 係留施設          | 水深14.0m 岸壁1バース 延長280m                   |
|     | 港湾環境<br>整備施設等 | 緑地5.3ha                                 |
|     | 臨港交通<br>施 設   | 臨港道路 外港公共1号線<br>起点 外港公共埠頭 終点 県道鹿島港線 4車線 |

(削除)

| 地区名 | 港 湾 施 設       |                                         |
|-----|---------------|-----------------------------------------|
| 外 港 | 係留施設          | 水深10.0m 岸壁1バース 延長170m                   |
|     | 港湾環境<br>整備施設等 | 緑地5.3ha                                 |
|     | 臨港交通<br>施 設   | 臨港道路 外港公共1号線<br>起点 外港公共埠頭 終点 県道鹿島港線 4車線 |

## 2 港湾計画の縦覧の場所

水戸市笠原町978番6 茨城県土木部港湾課

## ●茨城港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、茨城港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成23年12月22日

茨城港港湾管理者 茨城県  
代表者 茨城県知事 橋 本 昌

## 1 港湾計画の変更の概要

平成22年7月8日茨城県報第2195号によりその概要を公告した茨城港港湾計画について、平成30年代前半における取扱貨物量を4,240万トンと想定して変更した事項は、次のとおりである。

## (1) 水域施設計画

## 航路

| 港区  | 地区名 | 名 称  | 水深 (メートル) | 幅員 (メートル) |
|-----|-----|------|-----------|-----------|
| 日 立 | 外 港 | 中央航路 | 14.0      | 350       |

## 航路・泊地

| 港区  | 地区名  | 水深 (メートル) | 面積 (ヘクタール) |
|-----|------|-----------|------------|
| 日 立 | 第1ふ頭 | 10.0      | 19         |
|     | 第3ふ頭 | 12.0      | 10         |
|     | 外 港  | 14.0      | 16         |

## 航路・泊地 (削除)

| 港区  | 地区名  | 水深 (メートル) | 面積 (ヘクタール) |
|-----|------|-----------|------------|
| 日 立 | 第4ふ頭 | 11.0      | 9          |

## 泊地

| 港区  | 地区名  | 水深 (メートル) | 面積 (ヘクタール) |
|-----|------|-----------|------------|
| 日 立 | 第3ふ頭 | 12.0      | 1          |
|     | 第5ふ頭 | 7.0       | -          |
|     | 外 港  | 14.0      | 23         |

泊地 (削除)

| 港 区 | 地 区 名  | 水深 (メートル) | 面積 (ヘクタール) |
|-----|--------|-----------|------------|
| 日 立 | 第 2 ふ頭 | 7.5       | 1          |
|     | 第 4 ふ頭 | 11.0      | 1          |

(2) 外郭施設計画

防波堤

| 港 区 | 地 区 名 | 名 称      | 延長 (メートル) | 備 考 |
|-----|-------|----------|-----------|-----|
| 日 立 | 外 港   | 防波堤 (波除) | 70        | 専 用 |

(3) 係留施設計画

岸壁

| 港 区 | 地 区 名  | 公共用又は<br>専用の別 | 水深<br>(メートル) | バース数 | 用 途  |
|-----|--------|---------------|--------------|------|------|
| 日 立 | 第 3 ふ頭 | 公共用           | 12.0         | 1    | 一般船用 |
|     |        |               | 10.0         | 1    | 一般船用 |
|     | 第 4 ふ頭 | 公共用           | 7.5          | 1    | 一般船用 |

岸壁 (廃止)

| 港 区 | 地 区 名  | 公共用又は<br>専用の別 | 水深<br>(メートル) | バース数 | 用 途  |
|-----|--------|---------------|--------------|------|------|
| 日 立 | 第 2 ふ頭 | 公共用           | 7.5          | 2    | 一般船用 |

ドルフィン

| 港 区 | 地 区 名  | 公共用又は<br>専用の別 | 水深<br>(メートル) | バース数 | 用 途   |
|-----|--------|---------------|--------------|------|-------|
| 日 立 | 第 5 ふ頭 | 専 用           | 7.0          | 1    | 危険物船用 |
|     | 外 港    | 専 用           | 14.0         | 1    | 危険物船用 |

(4) 廃棄物処理計画

海面処分用地 (削除)

| 港 区 | 地 区 名  | 面積 (ヘクタール) |
|-----|--------|------------|
| 日 立 | 第 3 ふ頭 | 5          |

(5) 土地造成及び土地利用計画

| 港 区 | 地 区 名  | 面積 (ヘクタール) | 用 途       |
|-----|--------|------------|-----------|
| 日 立 | 第 3 ふ頭 | 5 (5)      | 埠頭用地      |
|     |        | 13 (8)     | 港湾関連用地    |
|     |        | 1          | 交通機能用地    |
|     |        | 1          | 緑地        |
|     | 第 5 ふ頭 | 15         | 埠頭用地      |
|     |        | 36         | 港湾関連用地    |
|     |        | 1          | 交通機能用地    |
|     |        | 11         | 危険物取扱施設用地 |

注 ( ) は土地造成に伴う土地利用計画で内数である。

## (6) その他の計画

## 大規模地震対策施設計画

| 港 区 | 地 区 名   | 港湾施設                  |
|-----|---------|-----------------------|
| 日 立 | 第 4 ふ 頭 | 水深10.0m 岸壁1バース 延長185m |

## 2 港湾計画の縦覧の場所

水戸市笠原町978番6 茨城県土木部港湾課

## ●水域施設等の改良の届出

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の3第1項により、外郭施設の改良について届出があったので、同条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者の氏名

日本原子力発電株式会社 東海第二発電所

所長 劔 田 裕 史

## (2) 住所

那珂郡東海村白方1番の1

## 2 施設の所在する水域の範囲

茨城県那珂郡東海村大字白方字白根1番14から同2番40を経て同2番77に至る間の地先水域

## 3 施設の種類、規模及び構造

外郭施設

北防波堤

延 長 745.00メートル

構 造 消波ブロック被覆捨石式傾斜堤

## 4 施設の改良の工事の開始及び完了の予定期日

## (1) 工事開始予定年月日

平成24年2月1日

## (2) 工事完了予定年月日

平成24年12月25日

## 5 施設の使用及び管理の計画

## (1) 施設の利用

発電所運転の安定取水及び輸送船の安全な入出港

## (2) 使用期間

通年

## ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、

同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年12月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字白方字白根161番9

- 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村村松北二丁目12番25号 (グランドゥール B - 101)

中 川 勝

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字長井戸字南前253番1, 254番, 256番1, 256番5

- 2 事業主の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

日本マクドナルドホールディングス株式会社

代表取締役 原 田 永 幸

#### ●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成23年12月22日

茨城県鹿島下水道事務所長 菊 田 良 夫

- 1 調達内容

- (1) 件名

茨城県深芝処理場で使用する電気の供給

- (2) 予定使用電力量

9,504,400キロワット時

- (3) 調達件名の仕様等

「入札説明書」で示す仕様等とする。

- (4) 供給期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

- (5) 供給場所

茨城県神栖市北浜9番地

茨城県深芝処理場

- (6) 入札方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書に記載された金額の100分の105に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。

イ 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

#### (7) 落札者の決定方法

茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課 調度担当

電話 029-301-4875

- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること若しくはその代理店であること。
- (6) 当該業務又はこれと同種の業務の実績を有する者であること若しくは当該業務の履行が可能なる者であること。
- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒314-0101 茨城県神栖市北浜9番地

茨城県鹿島下水道事務所 総務課（問い合わせは施設第一課） 電話 0299-96-2617

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間

入札公告の日から平成24年1月12日までの9時00分から16時00分まで。

ただし、茨城県の休日定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

- (3) 入札書の受領期限

平成24年2月13日 13時30分（ただし、郵送による入札の場合は、平成24年2月10日 17時00分必着とする。）

- (4) 開札の日時及び場所

平成24年2月13日 13時30分

茨城県鹿島下水道事務所 会議室

### 4 入札参加の手続

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)のとおり書類を提出しなければならない。

なお、提出書類の内該当しない書類がある場合は、「該当なし」として提出のこと。

- (1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込書 (様式 1)
- イ 代理店証明書 (代理店の場合, 様式 2)
- ウ 電気事業法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づく特定規模電気事業者の場合, その届出書 (写)
- エ 供給実績調書 (様式 3 - 1) 又は安定供給保証書 (様式 3 - 2)
- オ 供給体制届出書 (様式 4)

なお, 提出した書類について説明を求められたときは, これに応じなければならない。

(2) 提出場所

〒314-0101 茨城県神栖市北浜 9 番地  
茨城県鹿島下水道事務所  
電話 0299 (96) 2617

(3) 提出期限

平成 24 年 1 月 12 日まで (日曜日, 土曜日及び祝日を除く毎日 9 時 00 分から 16 時 00 分まで)

(4) 入札参加に係る通知

入札参加資格の申請を行った者のうち, 有資格者と認められた者に対しては, 競争入札の通知を, 認められなかった者に対しては, その旨及びその理由 (以下「非有資格者の理由」という。) を書面 (様式 5) により通知する。

(5) 非有資格者の理由の説明等

ア 非有資格者の理由の通知を受けた者は, 競争参加資格がないと認めた理由について平成 24 年 1 月 30 日までに書面により説明を求めることができる。

イ アの説明を求めた者に対し, 説明を求められた日の翌日から 7 日以内に書面により回答する。

5 入札保証金及び契約保証金 免除

6 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は, 無効とする。

- ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき
- ウ 記名押印を欠くとき
- エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき
- カ 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき
- キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね, 又は 2 人以上の代理をしたとき
- ク 代理人が委任状を持参しないとき
- ケ 前各号に定める指示した条件に違反して入札したとき

(2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても, 資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

(4) 入札時点において 2 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は, 無効とする。

7 契約書作成の要否 要

8 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に求められる事項

入札（見積）に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）を遵守すること。

(3) 当該調達に係る平成24年度予算案が否決された場合若しくは執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失う。

(4) 詳細は入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity to be used in Ibaraki Prefectural Fukashiba Waste Water Treatment Plant  
9,504,400 kWh

(2) Time-limit for tender :

Mail delivery : 5 : 00 p.m. February 10, 2012

Hand delivery : 1 : 30 p.m. February 13, 2012

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division,

Ibaraki Prefectural Kashima Sewerage Office,

9 Kitahama Kamisu-shi Ibaraki Prefecture, 314-0101 Japan.

TEL 0299-96-2617

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成23年12月22日

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所長 青 沼 文 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

茨城県霞ヶ浦浄化センターで使用する電気の供給

(2) 予定使用電力量

22,176,500キロワット時

(3) 調達件名の仕様等

「入札説明書」で示す仕様とする

(4) 供給期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(5) 供給場所

茨城県土浦市湖北2丁目8番1号

茨城県霞ヶ浦浄化センター

(6) 入札方法

この入札は、(2)に掲げる予定使用電力量に対する総価により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をしたものを除く）
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県会計事務局会計管理課 調度担当

電話 029-301-4875

- (4) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (5) 当該業務若しくはこれと同種の業務の実績を有する者であること又は当該業務の履行が可能な者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒300-0032 茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所 総務課

電話 029-823-1621

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間

入札公告の日から平成 24 年 1 月 16 日の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。（正午から 13 時までを除く）

ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める休日を除く。

- (3) 入札書の受領期限

平成 24 年 2 月 6 日 10 時 30 分（ただし、郵送による入札の場合は、平成 24 年 2 月 3 日 17 時 00 分必着とする。）

- (4) 開札の日時及び場所

平成 24 年 2 月 6 日 10 時 30 分

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所 会議室

## 4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に求められる事項

入札（見積）に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）を遵守すること。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所長が判断した入札者であって、茨城県財務規則第146条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 当該調達に係る平成24年度予算案が否決された場合若しくは執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失う。

(8) 詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity to be used in Ibaraki Prefectural Kasumigaura Purification Center 22,176,500kWh

(2) Time-limit for tender :

Mail delivery : 5 : 00 p.m. February 3, 2012

Hand delivery : 10 : 30 a.m. February 6, 2012

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division,

Ibaraki Prefectural Kasumigaura Regional Sewerage Office, 2-8-1 Kohoku Tsuchiura-shi Ibaraki Prefecture,  
300-0032 Japan.

TEL 029-823-1621

---

## ●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成23年12月22日

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所長 青 沼 文 彦

## 1 調達内容

(1) 件名

茨城県利根浄化センターで使用する電気の供給

(2) 予定使用電力量

20,943,300キロワット時

(3) 調達件名の仕様等

「入札説明書」で示す仕様等とする。

(4) 供給期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

## (5) 供給場所

茨城県北相馬郡利根町布川三番割

茨城県利根浄化センター

## (6) 入札方法

この入札は、(2)に掲げる予定使用電力量に対する総価により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をしたものを除く)

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局 会計管理課 調度担当

電話 029-301-4875

(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

(5) 当該業務若しくはこれと同種の業務の実績を有する者であること又は当該業務の履行が可能な者であること。

(6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

## 3 入札書の提出場所等

## (1) 入札書の提出場所

〒300-0032 茨城県土浦市湖北2丁目8番1号

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所 総務課 (電話) 029-823-1621

## (2) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒300-1622 茨城県北相馬郡利根町布川三番割

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所 利根浄化センター (電話) 0297-68-3301

## (3) 入札説明書及び仕様書の交付期間

入札公告の日から平成24年1月16日の9時00分から17時00分まで。(正午から13時までを除く)

ただし、茨城県の休日定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

## (4) 入札書の受領期限

平成24年2月6日11時00分(ただし、郵送による入札の場合は、平成24年2月3日17時00分必着とする。)

## (5) 開札の日時及び場所

平成24年 2 月 6 日11時00分

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所 会議室

#### 4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に求められる事項

入札（見積）に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）を遵守すること。

- (4) 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所長が判断した入札者であって、茨城県財務規則第146条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (7) 当該調達に係る平成24年度予算案が否決された場合若しくは執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失う。

- (8) 詳細は入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity to be used in Ibaraki Prefectural Tone Purification Center 20,943,300kWh

- (2) Time-limit for tender :

Mail delivery : 5 : 00 p.m. February 3, 2012

Hand delivery : 11 : 00 a.m. February 6, 2012

- (3) Contact point for the notice :

General Affairs Division,

Ibaraki Prefectural Kasumigaura Regional Sewerage Office, 2-8-1 Kohoku Tsuchiura - shi Ibaraki

Prefecture, 300-0032 Japan.

TEL 029-823-1621

---

## 規 程

---

( 病院事業管理者 )

### 茨城県病院事業管理規程第19号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年12月22日

茨城県病院事業管理者 金子 道 夫

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次の1号を加える。

(9) 診療等応援業務手当

第8条第9項第1号に次のただし書を加える。

ただし、1月当たりの外部被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第8条第3項に定める測定（同項ただし書によるものを除く。）により認められた場合の支給額は、当該月の業務に従事した日1日につき430円とする。

第8条第9項第2号中「（昭和47年労働省令第41号）」を削る。

第8条に次の1項を加える。

11 診療等応援業務手当は、病院に勤務する職員が、県立病院以外の病院等において病院事業管理者が別に定める診療等の業務に従事したときに支給するものとし、支給額は、病院事業管理者が別に定める額とする。

付 則

この規程は、平成24年1月1日から施行し、この規程による改正後の第8条第11項の規定は平成23年12月1日から適用する。

正 誤

平成23年10月17日付け茨城県報第2327号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤             | 正        |
|-----|-------|---------------|----------|
| 7   | 上から29 | 主として担当する医師の氏名 | 管理薬剤師の氏名 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)